平成２２年（フ）第１１４２号
埼玉県志木市中宗岡１丁目８番８―202号
債務者　金羽木はやと
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５０号
さいたま市西区大字指扇4273番地　マインドエフ指扇303号、旧住所埼玉県川口市大字芝4885番地の４　ハイライズＤ102号
債務者　後藤　政治
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５８号
埼玉県加須市土手１丁目12番３号　708
債務者　渡邊　瞳子（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８８号
埼玉県川口市大字神戸303番地の１
債務者　大野　正昭
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２００号
埼玉県戸田市上戸田２丁目32番18号　アキバビルＶｏｌ．Ⅱ201号室
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４３号
さいたま市中央区上峰１丁目12番11号　高峰荘205号
債務者　三本　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４４号
さいたま市中央区上峰１丁目12番11号　高峰荘205号
債務者　中村明子こと　三本　法子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７２号
埼玉県久喜市栗橋東４丁目１番32号　アライコーポ103、旧住所埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地１街区27棟501号
債務者　岩渕　年行
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５８号
さいたま市見沼区大字御蔵109番地30
債務者　中田　珠美（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０３号
埼玉県上尾市大字原市1425番地190　高橋ハイツ２Ｆ、旧住所埼玉県本庄市五十子３丁目13番８号
債務者　山崎美代子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３０号
埼玉県久喜市西大輪1398番地３
債務者　伊藤　優子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８３号
埼玉県蓮田市西新宿４丁目112番地の４
債務者　阿部　比子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８７号
埼玉県川口市宮町14番24号　グリーンシャトーハマダⅡ102号、旧住所埼玉県川口市上青木西３丁目１番22号　ヒリュウ101号
債務者　鈴木　孝一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８２号
埼玉県戸田市大字新曽951番地の２　第１熊木ハイツ1102号室
債務者　田代かす美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８７号
埼玉県志木市館１丁目６番２―504号
債務者　渡邉　民香
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
新潟市南区戸頭252番地３、前住所新潟市南区上下諏訪木632番地
債務者　渡邊フミエ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５７号
新潟市東区石山６丁目13番13号　山田五兵衛方
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部